

平成 2 7 年度
宮城県自動車交通公害対策推進協議会

日 時：平成 2 7 年 1 1 月 5 日(木曜日)

午後 2 時から午後 3 時

場 所：宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室

1. 開 会

○司会 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

只今から、平成27年度宮城県自動車交通公害対策推進協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、本協議会の副会長であります、宮城県環境生活部長の佐野からご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

○副会長（佐野環境生活部長） 皆さん、こんにちは、宮城県環境生活部長の佐野でございます。

本日、副知事の若生が不在のため、代わりまして挨拶を述べさせていただきます。

本日は、皆様たいへんご多用のところご出席を賜り感謝を申し上げます。

また、本県の環境行政の推進につきましては、日頃からご協力いただいておりますことに対しまして、この場をお借りして重ねて御礼を申し上げます。

さて、我が国は社会経済の発展を経て、自動車の利用が急速に進展し、その利便性により自動車は現在の社会に不可欠なものとなっております。その一方で、自動車からの排気ガスによる大気汚染、交通騒音による生活妨害などの自動車交通公害が発生し、社会問題化いたしました。

県では、これらの問題を解決するため、本協議会を組織し、平成10年に「宮城県自動車交通公害防止計画」を策定いたしまして、関係機関の皆様と共に、対策に取り組んでまいりました。

その後、平成19年に環境目標として新たに自動車からの二酸化炭素排出量削減を追加した「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定し、これまでの自動車交通公害対策に加えて、地球温暖化防止対策も含め、全般的な自動車による環境負荷の低減に取り組んでまいりました。

現計画は本年度が終期となっております。現段階での評価では、各目標指標において未達成のものがあるなど、改善に向けて、課題があると考えております。

一方で、本県は東日本大震災からの復旧・復興の最中でもありますことから、この影響も見極めながら、今後の計画のあり方について、検討していかなければならないと考えております。

本日は、過日開催いたしました幹事会でご審議いただいた現計画の評価状況と計画の方向性について、各幹事から頂戴したご意見も踏まえ、ご出席の皆様にご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3. 議 題

○司会 それでは、議事に移ります前に、本日の配付資料を確認させていただきます。お手元の次の下に、配布資料一覧を記載しております。まず、会議次第がございまして、裏面に出席者名簿、続きまして座席表がございます。資料につきましては資料1，資料2，資料3がございます。資料4-1-1から資料4-1-5につきましては、まとめております。続きまして、資料4-2-1及び資料4-2-2，別々となっております。最後に、参考資料といたしまして、当協議会の設置要綱と、自動車交通環境負荷低減計画の本文をお配りしております。

資料に過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。宮城県自動車交通公害対策推進協議会設置要綱第5条の規定によりまして、会長が座長を務めることとなっております。会長に事故があるときは、第4条第4項の規定によりまして、副会長が職務を代理することとなっております。そのため、本会議の座長は、副会長が務めます。

それでは、副会長，よろしく願いいたします。

○議長（佐野環境生活部長） それでは、それでは議事に入らせていただきます。次第に従いまして、本日の議題について、事務局から説明をお願いします。

（1）現計画の評価状況と計画の方向性について

○事務局（後藤環境対策課長） 環境対策課長の後藤でございます。私の方から、議題を説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、まず始めに、「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」の施策体系について簡単に説明いたします。

資料の1をご覧ください。計画の目指す将来像でございますけれども、「自動車に過度に依存しない地域社会」「道路沿道の大気汚染，騒音が改善された地域社会」「環境に配慮した生活，事業活動が普及した地域社会」を掲げております。

次に、これらの将来像の実現状況を表すために、環境目標を設定しております。1として大気汚染の項目ですが、2項目ございまして、二酸化窒素，これについては、沿道において環境基準の下限値を超えないこととしております。浮遊粒子状物質については、沿道において環境基準を超えないこととしております。なお、近年は黄砂等の自動車以外の影響は除くこととしておりま

す。

続きまして騒音ですが、これについては道路に面する地域の環境基準を超えないこととしております。

最後に地球温暖化については、自動車からの二酸化炭素排出量を、平成17年度の排出量から10パーセント以上削減することとしております。

続きまして、本計画で環境目標を補完する目標として間接目標を設定しております。順に申し上げますと、「県内各地において、コンパクトで機能的なまちづくりを意識した取組を進める。」
「自動車からの窒素酸化物排出量を平成17年度の排出量から50パーセント以上削減する。」
「国が平成20年7月に定めた「低炭素社会づくり行動計画」に示している次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等）の導入目標を達成する。」
「全市町村において、低公害車の率先導入、エコドライブの普及促進に取り組む。」
「環境マネジメントシステムを導入して環境負荷の低減に取り組む事業者数を800事業所以上に増加させる。」と設定しております。

続きまして、計画の重点施策ですが、「低公害車の普及促進」「エコドライブの普及促進」「仙台都市圏における総合的対策の推進」以上の3つを重点施策として位置付けております。

最後に施策体系ですが、個別には申し上げませんが、基本的7対策として自動車単体対策から調査測定まで、それぞれ分類し、以下中項目、小項目に紐づく各施策を、私どもそして関係機関の皆様において推進していただいているところであります。

引き続き、「宮城県自動車交通環境負荷低減計画の評価状況と計画の方向性について」の事務局（案）についてご説明申し上げます。A3版横カラーの資料2をご覧ください。左上の1、現計画の背景からご説明いたします。

冒頭のあいさつにもございましたが、我が国では、経済の発展に伴い、産業・運輸・家庭における自動車の利用が増加し続け、自動車排出ガスによる大気汚染や交通騒音による生活環境の悪化が懸念されました。

県は、これらの課題に対処するため、平成8年に「宮城県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、協議会による検討・協議を経て平成10年に「宮城県自動車交通公害防止計画」を策定し、関係機関のご協力をいただきながら各施策を進めてまいりました。

こちらの旧計画は平成17年度に終了いたしました。計画の目標が依然未達成であり、また、二酸化炭素の排出量が増加し続けていましたことから、新たに二酸化炭素排出量の削減を環境目

標に位置づけた「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定してございます。その後、平成23年度に現計画の中間見直しを実施したところであります。

引き続き、「2 計画の目的」についてご説明申し上げます。

本計画は、「宮城県環境基本計画」に基づき、自動車交通に伴う環境負荷の低減について、基本的な考え方とその目標を示すとともに、施策の内容を明らかにし、行政機関、県民、事業者等社会の構成員すべてが共通の認識のもとに対策に取り組み、自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与することを目的としております。計画の位置付けといたしましては、宮城県環境基本条例に基づき策定されている環境基本計画の個別実施計画となっております。したがって、毎年度計画の進捗状況を確認し、目標達成に向けて進行管理を行っております。

続きまして、「3 施策体系」でございしますが、先ほどの資料1のほうでご説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、各環境目標と間接目標の達成状況と現時点での評価につきまして、「4-1」及び「4-2」の順でご説明申し上げます。

まず始めに、二酸化窒素の環境基準達成状況でございします。こちらは、県と仙台市で設置しております大気汚染常時監視測定局のうち、自動車排出ガスを測定している局、全9局でございしますが、これにおける環境基準達成局数の割合で評価をしております。達成局の割合は平成17年度では60パーセントでありましたが、近年は全ての測定局で環境基準を達成しております。今後につきましては、引き続き排ガス規制の強化と低公害車の普及が見込まれていることから、傾向は変わらないと考えてございします。

続きまして、浮遊粒子状物質の環境基準達成状況でございします。こちらについても、自動車排出ガス測定局により評価してございします。浮遊粒子状物質の評価は、長期的評価と短期的評価の2種類がございします。簡単に申し上げますと、長期的評価は、年間の日平均値で評価いたします。一方、短期的評価では日平均値に加えて1時間値でも評価いたします。具体的には1年間のうち、1時間でも環境基準を超過した場合、その測定局は短期的評価が未達成ということになります。評価状況ですが、長期的評価につきましては、継続して全ての測定局で達成しております。

一方、短期的評価につきましては、波がございしますが、近年は80パーセント前後の達成状況となっております。

今後につきましては、二酸化窒素と同様、排ガス規制の強化、そして、低公害車の普及が見込

まれることから、長期的には浮遊粒子状物質の影響は減少していくものと考えております。

続きまして、自動車交通騒音の環境基準達成状況でございます。こちらは、自動車騒音の常時監視を県及び県内各市で実施しておりまして、いわゆる道路に面する地域の環境基準達成状況を「面的評価」という予測計算により算出し評価してございます。最終的には、全戸数中の環境基準達成戸数の割合で時間帯別に評価しております。昼夜とも達成している戸数の割合は、平成17年度では87パーセントであり、その後上昇傾向にありましたが、震災前後では横ばい傾向となっております。こちらにつきましては、特に震災前後では、交通量、沿道の状況が変化していると考えておりまして、これらのデータを見極めながら、一層の改善に向けて対策を進めていく必要があると考えております。

続きまして、自動車からの二酸化炭素排出量削減状況でございます。こちらは、自動車からの排出量を平成17年度基準で10パーセント以上削減することとしております。こちらグラフ中に、確定値そして暫定値と2種類ございます。簡単にご説明いたしますと、県内における自動車由来の二酸化炭素につきましては、正式には確定値を用いることとしてございます。しかしながら、算出のために必要な統計値が得られるまでにだいたい3年ほど要することになりまして、時間が非常にかかるということで、当該統計値を使用しない暫定値、こちらにつきましては、県内で消費されたガソリンや軽油の量から算出でき、確定値と一定程度相関することがわかっておりますので、この暫定値でもって評価をしてございます。したがって、現時点で確定値は平成23年度までの、暫定値は平成26年度が最新の数値となっております。こちらにつきましては、当初は排出量が減少しておりましたが、平成21年度から増加に転じ、暫定値評価ではここ2年横ばいとなっております。今後、確定値の推移、震災復興事業等の影響を見極めながら、対策を進めていく必要があると考えております。

以上、環境目標の達成状況についてご説明をいたしました。詳細については、資料4-1-1、そして4-1-2、4-1-3の3つに記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

さて、ここまでご説明申し上げました各目標の達成状況等を踏まえまして、資料の下の方になります。5の全体評価（案）、6-1の計画の方向性（案）、そして6-2の進行スケジュール（案）を作成しておりますので、続けてご説明を申し上げます。

現計画につきましては、平成18年度から平成27年度までの10年計画でございまして、年度ごとに進行管理を行いつつ、中間の平成23年度には、計画の中間見直しを実施し所要の修正

を行ってございます。計画期間中、排ガス規制の段階的实施や、規制に応じた自動車の開発、技術の進展、低公害車の導入推進、交通網の整備や環境意識の浸透などが進み、個別に見ますと、未達成の目標がございますが、全体としては自動車交通環境が改善してきたと考えてございます。

一方で、ご承知のとおり本県は平成23年3月の東日本大震災により大きな被害を受けており、以降集中的に実施されている復旧・復興事業により、一転して大型車両や交通量の増加による、自動車交通環境の悪化が懸念されております。進行管理上、本年度は最終年度でございますので、計画の評価と、次期計画について検討すべきところでございますけれども、震災後の自動車交通環境を巡る状況の変化を考慮いたしますと、現時点では計画の適切な評価ができないため、宮城県震災復興計画の終期となります平成32年度まで現計画を延長したいと考えてございます。なお、延長に当たりましては、中間見直しから5年を経過する平成29年3月までに、各目標指標の評価を踏まえた再見直しを行って、所要の修正を行うこととしたいと考えております。

進行スケジュールの案でございますが、本日こちらの協議会で、計画の方向性についてご承認をいただきました場合、こちらにお示しいたしましたとおり、本年度中に改訂案を作成し、パブリックコメントを経まして来年度10月頃までに、改訂計画のご承認をいただきたいと考えてございます。

説明が長くなってしまっていて、大変恐縮ではございますが、最後に、10月22日に開催いたしました幹事会の後、各幹事より提出されましたご意見について、事務局の回答も含めまして、順にご説明をしたいと思います。

資料3をご覧いただきたいと思っております。幹事会后、ご意見をいただいたのはここに掲載した3つとなります。順に、説明させていただきますが、一つ目が、東北運輸局交通政策部環境・物流課からいただいたものです。

「低公害車の普及状況における指標で、「クリーンディーゼル、ガソリン車かつ低排出ガス認定車、ディーゼル車で平成21年排ガス規制適合」のデータについて、国土交通本省からのデータを元に作成していたが、今年から本省において当該データを作成しないこととなったので指標としての使用ができなくなった。については、次世代自動車（ハイブリッド、プラグインハイブリッド、電気、燃料電池、CNG、メタノール）の保有台数は公表されているので、延長される計画における指標としては、次世代自動車の普及率を使用されたい。」

という意見をいただきました。先ほども、資料2の説明で申し上げましたとおり、いわゆる低公害車・次世代自動車につきましては、長期的に制度及び対象範囲が変更となる可能性があります。

して、経年推移を捉えることが難しくなっております。いただいたご意見を踏まえまして、どういったデータで低公害車の普及状況を確認していくべきか、今後の最終評価・見直しの際に検討してまいりたいと考えております。

また、2つ目、仙台市環境局環境部環境対策課からいただいた意見です。

「現地点での全体評価及び次期計画の方向性（案）については、特に意見はありませんが、今後の見直しの際に、自動車環境負荷の評価対象としてPM2.5を加える事を検討願います。」

という意見をいただきました。PM2.5というのは「微小粒子状物質」と言われているもので、大気汚染物質の一つとして、最近特に注目が高まっているものです。平成21年9月に新しいものとして環境基準が設定されておりまして、現在は自治体が行う大気汚染常時監視の対象となっております。性質上、呼吸により体内に取り込まれやすく、健康への悪影響が懸念されており、近年注目されているものです。

現在は、計画上は先ほども環境目標のところで説明いたしましたが、SPM「浮遊粒子状物質」というものが設定されております。いただいたご意見を踏まえまして、今後の計画の見直しの際に、追加について検討してまいりたいと考えております。

3つ目といたしまして、東日本高速道路株式会社東北支社からいただいたご意見でございます。

「「自動車交通環境負荷低減計画の評価状況と計画の方向性」については特に意見はありません。ただし、「6-2進行スケジュール（案）」に記載されております、『評価・見直し作業/改訂案の作成』の段階で、自動車交通騒音の環境目標達成状況について、面的な測定評価と点的な実測結果からの関係について今後確認させていただきます。」

という意見をいただいております。こちらにつきましても、先ほど、自動車交通騒音の環境目標項目のところで説明しましたが、道路の沿道の住居一戸一戸を、騒音を測って基準に合っているか確かめるわけにはなかなかいかないので、道路沿いの測定データを基に、面的評価という手法で、ある程度ソフト的に予測評価していくということで現在の騒音の達成状況を評価しているわけですが、確かに個別の地点実測評価と完全に同じかというはずれている場合もあるかもしれないということもございますので、いただいた意見を踏まえまして、その辺についてどのような違いとかがあるのか、できるだけ検討を進めていきたいと考えております。

前回の幹事会后にいただいた意見としてご紹介をさせていただきました。このほか、県庁内関係課より、「二酸化炭素排出量削減状況のところの要因について、より詳しい解析が必要」とのご意見がございましたので、こちらにつきましても、今後の評価作業の中で精査していきたいと

考えてございます。

幹事会開催後の意見は以上のようなものでございまして、事務局といたしましては、前回幹事会でお示した計画の全体評価及び計画の方向性について、幹事会においては、ご承認をいただいたものと考えてございます。

私からの説明は以上になります。本案について、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます

○議長（佐野環境生活部長） 只今の説明につきまして、御質問や御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○東北運輸局（宮嶋環境・物流課課長補佐） 東北運輸局です。本日部長に所用があり代理で宮嶋が来ております。まず、低公害車の普及状況の普及率の関係で、意見照会があり意見を述べさせていただいたのですが、現在の指標に当って、エコカー減税制度が、変更となり「低公害車」の対象も何度か変わっていき普及率の取り方でご迷惑をかけている部分があるかと思っております。この場を借りてお詫び申し上げたいと思います。実際、今の段階では、先ほどの資料3にあるとおり、データが取れない状況になっておりまして、次世代自動車の括りですと、現時点で公表されているところがございますので、是非、こちらのデータを、使用いただければと考えているところです。この計画の方向性全体につきましては、震災等のこともあって、読めないことだと思いますので、そちらの方については、特に意見はございません。

○議長（佐野環境生活部長） 只今の説明について、御質問や御意見等ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、一つご意見をいただきましたけれども、事務局案のとおり決定し、来年度にかけて、現計画の中間見直しを進めていくことといたします。見直しに当たっては、関係機関の皆様にご協力いただくことになると思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後に、議題（2）その他とありますが、事務局で用意している議題はありますか。

○事務局（高橋環境対策課大気環境班長） 本日、計画の方向性についてご決議いただきましたことから、今後、関係機関の皆様宛てに施策照会ですとか、様々な御協力をお願いする予定でございますので、事務局からも重ねてお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野環境生活部長） それでは、只今の説明のほかこれまでの議題をとおして御質問や御意見等ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事の一切を終了させていただきまして、事務局に返します。議事進行への御協力ありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、平成27年度宮城県自動車交通公害対策推進協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。